

別紙①

公定価格の基本構造イメージ

●幼稚園

教育標準時間認定【1号】の公定価格の基本構造イメージ

基本部分 + 加算部分1 - 調整部分 + 加算部分2

				基本部分
①地域区分	②定員区分	③認定区分	④年齢区分	⇒ 基本分単価
施設の所在する地域(市町村)に応じて7区分設定	施設の利用定員に応じて17区分設定	認定区分に応じて設定(1号)	子どもの満年齢に応じて「4歳以上児」「3歳児」の2区分設定	①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価



加算部分1	
名称	内容・積算方法
処遇改善等加算	職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算率を基に加算
副園長・教頭設置加算	副園長・教頭を配置する場合に必要な人件費等を加算
3歳児配置改善加算	3歳児の配置基準を15:1により実施する場合に必要な人件費等を加算
満3歳児対応教諭配置加算	満3歳児(当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児)を担当する教諭を配置する場合に必要な人件費等を加算
チーム保育加配加算	チーム保育を担当する教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算



調整部分	
名称	内容・積算方法
年齢別配置基準を下回る場合	年齢別の教員配置が、配置基準を下回る状態にある場合に費用を定率で調整【(基本分単価+処遇改善等加算)×100分の*】
定員を恒常的に超過する場合	連続する過去2年度間、常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整【具体的な調整方法は今後整理】



加算部分2	
名称	内容・積算方法
主幹教諭等専任加算	事業の取組状況(一時預かり事業、満3歳児の受け入れ又は障害児受入施設の内、複数の事業等を実施する場合に費用を加算【具体的な加算要件は今後整理】)に応じて主幹教諭等を保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させることができるよう、代替教員及び子育て支援のための活動費を加算【各月初日の利用子どもの単価に加算】

療育支援加算	障害児受入施設について、主幹教諭等を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹教諭を補助する者に要する経費を加算【2つの施設区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算】
通園送迎加算	通園送迎を行う施設に、送迎バスの運転手を配置するための経費を加算【各月初日の利用子どもの単価に加算】
給食実施加算	給食を実施する施設に、調理員を配置するための経費を加算【実施日数等に応じた具体的な加算要件は今後整理】
冷暖房費加算	夏期や冬季における冷暖房費にかかる経費について、所在する地域（地域の区分は5区分）に応じて各月の単価に加算
学校関係者評価加算	学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
外部監査費加算	外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	豪雪地帯に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	降灰防除地域に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況に応じて必要な経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	栄養士を活用して給食を実施する場合に、取組に必要な経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月初日の利用子どもの単価に加算

●保育所

保育認定【2号・3号】の公定価格の基本構造イメージ

$$\boxed{\text{基本部分}} + \boxed{\text{加算部分1}} - \boxed{\text{調整部分}} + \boxed{\text{加算部分2}}$$

				基本部分	
①地域区分	②定員区分	③認定区分	④年齢区分	⑤保育必要量区分	
				保育標準時間認定 基本分単価	保育短時間認定 基本分単価
施設の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定	施設の利用定員に応じて17区分設定	認定区分に応じて設定（満3歳以上：2号、満3歳未満：3号）	子どもの満年齢に応じて「4歳以上児」「3歳児」「1、2歳児」「0歳児（乳児）」の4区分設定	①～④の区分に応じて子ども1人当たりの月額単価（現行の保育所運営費の水準をベースに常勤保育士1人分と3時間分に対応する非常勤保育士の人件費を追加）	①～④の区分に応じて子ども1人当たりの月額単価（現行の保育所運営費の水準をベース）



加算部分1	
名称	内容・積算方法
処遇改善等加算	職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算率を基に加算
所長設置加算	専従の所長を配置する場合に必要な人件費等を加算
3歳児配置改善加算	3歳児の配置基準を15:1により実施する場合に必要な人件費等を加算
休日保育加算	休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模（14区分）に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算
夜間保育加算	夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算

減価償却費加算	施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域(年間延べ利用子ども数〔4区分(A~D)×2区分(標準・都市部※都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/平方キロメートル以上の市町村)〕に応じて減価償却費の一部を加算
賃借料加算	賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域(年間延べ利用子ども数〔4区分(a~d)×2区分(標準・都市部※都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/平方キロメートル以上の市町村)〕に応じて賃借料の一部を加算



調整部分	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
分園の場合	分園の場合、本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水準も踏まえて、定率で調整〔※分園を設置する施設における「基本分単価」及び「処遇改善等加算」の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する(その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定)〕
常態的に土曜日に閉所する場合	常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整
定員を恒常的に超過する場合	連続する過去2年度間、常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整



加算部分2	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
主任保育士専任加算	事業の取組状況(延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設の内、複数の事業等を実施する場合に費用を加算【具体的な加算要件は今後整理】)に応じて主任保育士を保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させることができるよう、代替保育士及び子育て支援のための活動費を加算【各月初日の利用子どもの単価に加算】
療育支援加算	障害児を受け入れている施設について、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者に要する経費を加算【2つの施設区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算】
事務職員雇上費加算	事業の取組状況に応じて事務職員を配置するための経費を加算【各月初日の利用子どもの単価に加算】
冷暖房費加算	夏期や冬季における冷暖房費にかかる経費について、所在する地域(地域の区分は5区分)に応じて各月の単価に加算
除雪費加算	豪雪地帯に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	降灰防除地域に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
入所児童処遇特別加算	高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況に応じて高齢者等を配置するための経費(高齢者等の年間総雇用時間数を基に3区分)を3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況に応じて必要な経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	栄養士を活用して給食を実施する場合に、取組に必要な経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月初日の利用子どもの単価に加算

●認定こども園

教育標準時間認定【1号】の公定価格の基本構造イメージ

$$\boxed{\text{基本部分}} + \boxed{\text{加算部分1}} - \boxed{\text{調整部分}} + \boxed{\text{加算部分2}}$$

				基本部分
①地域区分	②定員区分	③認定区分	④年齢区分	⇒ 基本分単価
施設の所在する地域(市町村)に応じて7区分設定	施設の利用定員に応じて17区分設定	認定区分に応じて設定(1号)	子どもの満年齢に応じて「4歳以上児」「3歳児」の2区分設定	①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価



加算部分1	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
処遇改善等加算	職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算率を基に加算
副園長・教頭設置加算	副園長・教頭を配置する場合に必要な人件費等(1号と2・3号で費用を等分)を加算
学級編制加配加算	全ての学級に専任の学級担任を配置するため、認定こども園全体(1号～3号)の利用定員の規模等に応じて保育教諭等を1人(常勤)加配するための費用(1号と2・3号で費用を等分)を加算
3歳児配置改善加算	3歳児の配置基準を15:1により実施する場合に必要な人件費等を加算
満3歳児対応教諭配置加算	満3歳児(当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児)を担当する保育教諭を配置する場合に必要な人件費等を加算
チーム保育加配加算	チーム保育を担当する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算
減価償却費加算	施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域(年間延べ利用子ども数[4区分(A～D)×2区分(標準・都市部※都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/平方キロメートル以上の市町村)])に応じて減価償却費の一部を加算
賃借料加算	賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域(年間延べ利用子ども数[4区分(a～d)×2区分(標準・都市部※都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/平方キロメートル以上の市町村)])に応じて賃借料の一部を加算



調整部分	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
年齢別配置基準を下回る場合	年齢別の保育教諭等の配置が、配置基準を下回る状態にある場合に費用を定率で調整【(基本分単価+処遇改善等加算)×100分の*】
主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合等	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合等に費用を定率で調整【(基本分単価+処遇改善等加算)×100分の*】
定員を恒常的に超過する場合	連続する過去2年度間、常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整【具体的な調整方法は今後整理】



加算部分2	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
療育支援加算	障害児受入施設について、主幹(主任)を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹(主任)を補助する者に要する経費(1号と2・3号で費用を等分)を加算【2つの施設区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算】

通園送迎加算	通園送迎を行う施設に、送迎バスの運転手を配置するための経費を加算【各月初日の利用子どもの単価に加算】
冷暖房費加算	夏期や冬季における冷暖房費にかかる経費について、所在する地域（地域の区分は5区分）に応じて各月の単価に加算
事務職員雇上費加算	認定こども園全体（1号～3号）の利用定員の規模等に応じて事務職員（非常勤）を加配するための経費を加算【各月初日の利用子どもの単価に加算】
給食実施加算	1号認定子どもに対して給食を実施する施設に、調理員（非常勤）を配置するための経費を加算（認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が151人以上かつ2・3号の利用定員が151人未満の施設の場合）【各月初日の利用子どもの単価に加算】
学校関係者評価加算	学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月初日の利用子どもの単価に加算
外部監査費加算	外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	豪雪地帯に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	降灰防除地域に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況に応じて必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部（1号と2・3号で費用を等分）を3月初日の利用子どもの単価に加算

●認定こども園

保育認定【2号・3号】の公定価格の基本構造イメージ

$$\boxed{\text{基本部分}} + \boxed{\text{加算部分1}} \pm \boxed{\text{調整部分①}} - \boxed{\text{調整部分②}} + \boxed{\text{加算部分2}}$$

				基本部分	
①地域区分	②定員区分	③認定区分	④年齢区分	⑤保育必要量区分	
				保育標準時間認定 基本分単価	保育短時間認定 基本分単価
施設の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定	施設の利用定員に応じて18区分設定	認定区分に応じて設定（満3歳以上：2号、満3歳未満：3号）	子どもの満年齢に応じて「4歳以上児」「3歳児」「1、2歳児」「0歳児（乳児）」の4区分設定	①～④の区分に応じて子ども1人当たりの月額単価（現行の保育所運営費の水準をベースに常勤保育士1人分と3時間分に対応する非常勤保育士の人件費を追加）	①～④の区分に応じて子ども1人当たりの月額単価（現行の保育所運営費の水準をベース）



加算部分1	
名称	内容・積算方法
処遇改善等加算	職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算率を基に加算
副園長・教頭設置加算	副園長・教頭を配置する場合に必要な人件費等（1号と2・3号で費用を等分）を加算

学級編制加配加算	全ての学級に専任の学級担任を配置するため、認定こども園全体（1号～3号）の利用定員の規模等に応じて保育教諭等を1人（常勤）加配するための費用（1号と2・3号で費用を等分）を加算
3歳児配置改善加算	3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算
休日保育加算	休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数等の規模（14区分）に応じて保育教諭等の職員を休日に確保するための経費等を加算
夜間保育加算	夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育教諭等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算
減価償却費加算	施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域（年間延べ利用子ども数〔4区分（A～D）×2区分（標準・都市部※都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/平方キロメートル以上の市町村）〕に応じて減価償却費の一部を加算
賃借料加算	賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域（年間延べ利用子ども数〔4区分（a～d）×2区分（標準・都市部※都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/平方キロメートル以上の市町村）〕に応じて賃借料の一部を加算



調整部分①	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
1号認定子どもの利用定員を設定しない場合	1号認定子どもの利用定員を設定しない施設の場合に費用を調整（※基本分単価において、1号と2・3号にまたがる費用について、1号と2・3号の基本分単価にそれぞれ等分して計上していることに伴う調整（またがる費用について「2」を乗じて算定した場合の差額を加算）及び事務職員に係る費用を調整（事務職員に係る経費を削減）



調整部分②	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
分園の場合	分園の場合、本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水準も踏まえて、定率で調整（※分園を設置する施設における「基本分単価」及び「処遇改善等加算」の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する（その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定）
常態的に土曜日に閉所する場合	常態的に土曜日に閉所する場合、土曜閉所に係る費用を定率で調整
主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合等	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合等に費用を定率で調整【（基本分単価＋処遇改善等加算）×100分の*】
定員を恒常的に超過する場合	連続する過去2年度間、常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整



加算部分2	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
療育支援加算	障害児を受け入れている施設について、主幹（主任）を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹（主任）を補助する者に要する経費（1号と2・3号で費用を等分）を加算【2つの施設区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算】
冷暖房費加算	夏期や冬季における冷暖房費にかかる経費について、所在する地域（地域の区分は5区分）に応じて各月の単価に加算
学校関係者評価加算	学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月初日の利用子どもの単価に加算
外部監査加算	外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	豪雪地帯に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	降灰防除地域に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月初日の利用子どもの単価に加算

入所児童処遇特別加算	高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況に応じて高齢者等を配置するための経費（高齢者等の年間総雇用時間数を基に3区分）を3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況（延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設の内、複数の事業等を実施する場合に費用を加算【具体的な加算要件は今後整理】）に応じて必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	栄養士を活用して給食を実施する場合に、取組に必要な経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部（1号と2・3号で費用を等分）を3月初日の利用子どもの単価に加算

●家庭的保育事業

保育認定【3号】の公定価格の基本構造イメージ

$$\boxed{\text{基本部分}} + \boxed{\text{加算部分1}} - \boxed{\text{調整部分}} + \boxed{\text{加算部分2}}$$

		基本部分	
①地域区分	②認定区分	③保育必要量区分	
		保育標準時間認定 基本分単価	保育短時間認定 基本分単価
事業所の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定	認定区分に応じて設定（満3歳未満：3号）	①～②の区分に応じて子ども1人当たりの月額単価	①～②の区分に応じて子ども1人当たりの月額単価



加算部分1	
名称	内容・積算方法
処遇改善等加算	職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算率を基に加算
資格保有者加算	家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算
家庭的保育補助者加算	家庭的保育補助者を配置する場合に利用子ども数（4人以上と3人以下との2区分）に応じて加算
家庭的保育支援加算	家庭的保育支援者や連携施設から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合に、代替要員等に必要な経費を加算（保育標準時間認定の場合に現行の連携保育所・実施保育所経費による水準に加え、非常勤職員3時間分の経費を追加。また、研修代替要員費を追加。）
障害児保育加算	障害児（軽度障害含む）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて家庭的保育補助者を加配するための経費を加算（配置基準2：1）
減価償却費加算	自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域（年間延べ利用子ども数〔4区分（A～D）×2区分（標準・都市部※都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/平方キロメートル以上の市町村）〕に応じて減価償却費の一部を加算
賃借料加算	賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域（年間延べ利用子ども数〔4区分（a～d）×2区分（標準・都市部※都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/平方キロメートル以上の市町村）〕に応じて賃借料の一部を加算

調整部分	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
連携施設を設定しない場合	連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整（基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整）
食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整（食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整）
常態的に土曜日に行わない場合	常態的に土曜日に行わない場合、土曜実施に係る費用を定率で調整（土曜実施に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定率で調整）



加算部分2	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
冷暖房費加算	夏期や冬季における冷暖房費にかかる経費について、所在する地域（地域の区分は5区分）に応じて各月の単価に加算
除雪費加算	豪雪地帯に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	降灰防除地域に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況（延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設の内、複数の事業等を実施する場合に費用を加算【具体的な加算要件は今後整理】）に応じて必要な経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	栄養士を活用して給食を実施する場合に、取組に必要な経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月初日の利用子どもの単価に加算

●小規模保育事業A型・B型

保育認定【3号】の公定価格の基本構造イメージ

基本部分 + **加算部分1** - **調整部分** + **加算部分2**

				基本部分	
①地域区分	②定員区分	③認定区分	④年齢区分	⑤保育必要量区分	
				保育標準時間認定 基本分単価	保育短時間認定 基本分単価
施設の所在する地域(市町村)に応じて7区分設定	「6人から12人まで」「13人から19人まで」の2区分設定	認定区分に応じて設定(満3歳未満:3号)	子どもの満年齢に応じて「1,2歳児」「0歳児(乳児)」の2区分設定	①～④の区分に応じて子ども1人当たりの月額単価(現行の保育所運営費の水準をベースに3時間分に対応する非常勤保育士の人件費を追加)	①～④の区分に応じて子ども1人当たりの月額単価(現行の保育所運営費の水準をベース)



加算部分1	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
処遇改善等加算	職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算率を基に加算

管理者設置加算	専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算（加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定）
保育士比率向上加算	常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算（B型のみ）
障害児保育加算	障害児（軽度障害含む）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて家庭的保育補助者を加配するための経費を加算（配置基準2:1）
休日保育加算	休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模（14区分）に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算
夜間保育加算	夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算
減価償却費加算	自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域（年間延べ利用子ども数〔4区分（A～D）×2区分（標準・都市部※都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/平方キロメートル以上の市町村）〕に応じて減価償却費の一部を加算
賃借料加算	賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域（年間延べ利用子ども数〔4区分（a～d）×2区分（標準・都市部※都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/平方キロメートル以上の市町村）〕に応じて賃借料の一部を加算



調整部分	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
連携施設を設定しない場合	連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整（基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整）
食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整（食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整）
常態的に土曜日に閉所する場合	常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整（土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定率で調整）
定員を恒常的に超過する場合	連続する過去2年度間、常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整



加算部分2	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
冷暖房費加算	夏期や冬季における冷暖房費にかかる経費について、所在する地域（地域の区分は5区分）に応じて各月の単価に加算
除雪費加算	豪雪地帯に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	降灰防除地域に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況（延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設の内、複数の事業等を実施する場合に費用を加算【具体的な加算要件は今後整理】）に応じて必要な経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	栄養士を活用して給食を実施する場合に、取組に必要な経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月初日の利用子どもの単価に加算

●小規模保育事業C型

保育認定【3号】の公定価格の基本構造イメージ

$$\boxed{\text{基本部分}} + \boxed{\text{加算部分1}} - \boxed{\text{調整部分}} + \boxed{\text{加算部分2}}$$

			基本部分	
①地域区分	②定員区分	③認定区分	④保育必要量区分	
			保育標準時間認定 基本分単価	保育短時間認定 基本分単価
施設の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定	「6人から10人まで」「11人から15人まで」の2区分設定	認定区分に応じて設定（満3歳未満：3号）	①～③の区分に応じて子ども1人当たりの月額単価（現行の保育所運営費の水準をベースに3時間分に対応する非常勤保育士の人件費を追加）	①～③の区分に応じて子ども1人当たりの月額単価（現行の保育所運営費の水準をベース）



加算部分1	
名称	内容・積算方法
処遇改善等加算	職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算率を基に加算
管理者設置加算	専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算（加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定）
資格保有者加算	家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合にその人数に応じて加算
障害児保育加算	障害児（軽度障害含む）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算（配置基準2:1）
減価償却費加算	自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域（年間延べ利用子ども数〔4区分（A～D）×2区分（標準・都市部※都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/平方キロメートル以上の市町村）〕に応じて減価償却費の一部を加算
賃借料加算	賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域（年間延べ利用子ども数〔4区分（a～d）×2区分（標準・都市部※都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/平方キロメートル以上の市町村）〕に応じて賃借料の一部を加算



調整部分	
名称	内容・積算方法
連携施設を設定しない場合	連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整（基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整）
食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整（食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整）
常態的に土曜日に閉所する場合	常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整（土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定率で調整）
定員を恒常的に超過する場合	連続する過去2年度間、常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整



加算部分2	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
冷暖房費加算	夏期や冬季における冷暖房費にかかる経費について、所在する地域（地域の区分は5区分）に応じて各月の単価に加算
除雪費加算	豪雪地帯に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	降灰防除地域に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況（延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設の内、複数の事業等を実施する場合に費用を加算【具体的な加算要件は今後整理】）に応じて必要な経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	栄養士を活用して給食を実施する場合に、取組に必要な経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月初日の利用子どもの単価に加算

●事業所内保育事業

保育認定【3号】の公定価格の基本構造イメージ

$$\boxed{\text{基本部分}} + \boxed{\text{加算部分1}} - \boxed{\text{調整部分}} + \boxed{\text{加算部分2}}$$

				基本部分		従業員枠の子どもの場合（検討中）
①地域区分	②定員区分	③認定区分	④年齢区分	⑤保育必要量区分		
施設の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定	事業所の利用定員に応じて8区分設定	認定区分に応じて設定（満3歳未満：3号）	子どもの満年齢に応じて「1,2歳児」「0歳児（乳児）」の2区分設定	保育標準時間認定基本分単価	保育短時間認定基本分単価	従業員枠の子どもの場合に費用を調整（左記基本分単価×100分の*）
				①～④の区分に応じて子ども1人当たりの月額単価（現行の保育所運営費の水準をベースに（常勤保育士1人分と）3時間分に対応する非常勤保育士の人件費を追加）	①～④の区分に応じて子ども1人当たりの月額単価（現行の保育所運営費の水準をベース）	



加算部分1	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
処遇改善等加算	職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算率を基に加算
管理者設置加算	専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算（定員19人以下の事業所の場合、加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定）
保育士比率向上加算	常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算（定員19人以下の小規模保育事業B型の基準が適応される事業所のみ）
障害児保育加算	障害児（軽度障害含む）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算（配置基準2:1）
休日保育加算	休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模（14区分）に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算
夜間保育加算	夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算

調整部分	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
連携施設を設定しない場合	連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整（基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整）
食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整（食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整）
常態的に土曜日に閉所する場合	常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整
定員を恒常的に超過する場合	連続する過去2年度間、常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整



加算部分2	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
冷暖房費加算	夏期や冬季における冷暖房費にかかる経費について、所在する地域（地域の区分は5区分）に応じて各月の単価に加算
除雪費加算	豪雪地帯に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	降灰防除地域に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況（延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設の内、複数の事業等を実施する場合に費用を加算【具体的な加算要件は今後整理】）に応じて必要な経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	栄養士を活用して給食を実施する場合に、取組に必要な経費を3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月初日の利用子どもの単価に加算

●居宅訪問型保育事業

保育認定【3号】の公定価格の基本構造イメージ

$$\boxed{\text{基本部分}} + \boxed{\text{加算部分1}} - \boxed{\text{調整部分}} + \boxed{\text{加算部分2}}$$

		基本部分	
		③保育必要量区分	
①地域区分	②認定区分	保育標準時間認定 基本分単価	保育短時間認定 基本分単価
施設の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定	認定区分に応じて設定（満3歳未満:3号）	①～②の区分に応じて子ども1人当たりの月額単価（現行の保育所運営費の水準をベースに3時間分に対応する非常勤保育士の人件費を追加）	①～②の区分に応じて子ども1人当たりの月額単価（現行の保育所運営費の水準をベース）



加算部分1	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
処遇改善等加算	職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算率を基に加算
資格保有者加算	居宅訪問型保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算
休日保育加算	休日保育を実施する場合に、家庭的保育者が休日に勤務体制を確保するために必要な経費を加算
夜間保育加算	夜間保育を実施する場合に、家庭的保育者が夜間に勤務体制を確保するために必要な経費を加算
連携施設加算	連携施設を設定し、必要な支援を受けて保育を実施する場合に、連例施設に係る経費（「障害・疾病のある子どもを保育する場合」「それ以外の場合」の2区分）を加算



調整部分	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
常態的に土曜日に行わない場合	常態的に土曜日に行わない場合、土曜実施に係る費用を定率で調整（土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定率で調整）



加算部分2	
名 称	内 容 ・ 積 算 方 法
第三者評価受審加算	第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月初日の利用子どもの単価に加算

※加算項目の一部の名称は仮称